

議案第 6 号

令和 5 年度阪神水道企業団水道事業剰余金の処分について

令和 5 年度阪神水道企業団水道事業剰余金を次のとおり処分する。

令和 6 年 11 月 22 日 提出

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

1 当年度未処分利益剰余金	2,214,873,974 円
2 利益剰余金処分量	
(1) 減債積立金	2,214,873,974 円

(根拠規定)

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。